

雇入時の健康診断（安衛則第 43 条）		金額（税込）	定期健康診断（安衛則第 44 条）		金額（税込）
1	既往歴及び業務歴の調査	16,192 円	1	既往歴及び業務歴の調査	16,192 円 (喀痰を除く)
2	自覚症状及び他覚症状の有無の検査		2	自覚症状及び他覚症状の有無の検査	
3	身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査		3	身長(*）、体重、腹囲(*）、視力及び聴力の検査	
4	胸部 X 線検査		4	胸部 X 線検査(*)及び喀痰検査(*)	
5	血圧の測定		5	血圧の測定	
6	貧血検査（色素量及び赤血球数）		6	貧血検査（色素量及び赤血球数）(*)	
7	肝機能検査（GOT、GPT、γ-GTP）		7	肝機能検査（GOT、GPT、γ-GTP）(*)	
8	血中脂質検査（LDL コレステロール、HDL コレステロール、血清トリグリセライド）		8	血中脂質検査（LDL コレステロール、HDL コレステロール、血清トリグリセライド）(*)	
9	血糖検査		9	血糖検査(*)	
10	尿検査（尿中の糖及び蛋白の有無の検査）		10	尿検査（尿中の糖及び蛋白の有無の検査）	
11	心電図検査		11	心電図検査(*)	

オプション		金額（税込）
	胃部レントゲン検査	8,760 円
	腹部超音波	5,830 円
	抗体検査（麻疹・風疹・水痘・流行性耳下腺炎）EIA 法	6,402 円
	抗体検査（麻疹・風疹・水痘・流行性耳下腺炎）HI 法	7,272 円
	肝炎検査（HBs 抗原・HBs 抗体・HCV 抗体）	4,775 円
	前立腺がん（PSA）	3,059 円
	便潜血検査（2 日分）	1,276 円

(※)：定期健康診断（安衛則第 44 条）における健康診断の項目の省略基準

定期健康診断については、以下の健康診断項目については、それぞれの基準に基づき、医師が必要でないと認める時は省略することができます。なお、「医師が必要でないと認める」とは、自覚症状及び他覚症状、既往歴等を勘案し、医師が総合的に判断することをいいます。したがって、以下の省略基準については、年齢等により機械的に決定されるものではないことに留意してください。

項目	医師が必要でないと認める時に左記の健康診断項目を省略できる者
身長	20 歳以上の者
腹囲	40 歳未満（35 歳を除く）の者
	妊娠中の女性その他の者であって、その腹囲が内臓脂肪の蓄積を反映していないと診断された者
	$BMI$ が 20 未満である者 ( $BMI(\text{Body Mass Index}) = \text{体重 (kg)} / \text{身長 (m)}^2$ )
	$BMI$ が 22 未満であって、自ら腹囲を測定し、その値を申告した者
胸部 X 線検査	40 歳未満のうち、次のいずれにも該当しない者
	5 歳毎の節目年齢（20 歳、25 歳、30 歳及び 35 歳）の者
	感染症法で結核に係る定期の健康診断の対象とされている施設等で働いている者
	じん肺法で 3 年に 1 回のじん肺健康診断の対象とされている者
喀痰検査	胸部 X 線検査を省略された者。または、胸部 X 線検査によって結核発病のおそれがないと診断された者
貧血検査、肝機能検査、血中脂質検査、血糖検査、心電図検査	35 歳未満の者及び 36 ～ 39 歳の者